

経済建設常任委員会会議録

平成23年 7月 4日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:12

案 件

1. 議案第54号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)
2. 議案第55号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)
3. 議案第57号 市道路線の廃止
4. 議案第58号 市道路線の認定
5. 議案第59号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))
6. 請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願

所管事務調査

1. 「中心商店街の活性化について」
2. 「オートレース場外発売所について」

報 告

1. 飯塚リサーチパーク(第1、第2、第3区画)の見直しについて (産学振興課)
2. 市道上における車両損傷事故について (庄内支所 経済建設課)
3. 工事請負契約について (契 約 課)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第54号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)」及び「議案第55号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

企業誘致推進室主幹

議案第54号並びに議案第55号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)についての補足説明をいたします。

旧飯塚市におきまして平成15年12月16日並びに平成17年2月25日議決いただきました津島工業団地のケンコーコム株式会社への土地の処分につきましては、それぞれ10年間の使用貸借特約付の分譲でございましたが、今般、その事業運営上使用貸借期間の延長の申し出がございましたので、地方自治法第96条第1項第6号及び第8号並びに飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ケンコーコム株式会社は、平成6年創業の健康食品・医薬品等の通信販売サイトを経営する企業で、本社は東京都港区赤坂3-11-3、代表者は後藤玄利氏であります。

ネット通販市場は、現在、景気の低迷・電子商取引市場の鈍化・業界内の競争の激化の状態にあり、こういった状況の中、同社は事業の安定的成長を図るため、この申し出に至ったものでございます。

企業誘致推進室と致しましては、誘致企業の支援・雇用の確保という観点から引き続き事業環境を整備するべきと考えているところでございます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

松延委員

2、3お尋ねをさせていただきますが、使用貸借特約付の契約ということでございますが、これ契約当時には一応10年間の満期ということですが、変更が可能であるかどうかというふうな条項、あるいは文言は、そういうときには提示されておったんでしょうか、どうでしょうか。それをお聞きいたします。

企業誘致推進室主幹

使用貸借につきましては、民法第593条に規定がございまして、いわゆる貸し借りの制度でございます。この制度を導入いたしましたいきさつというか経緯につきましては、地上権等が発生いたします借地借家法に抵触せずに一定期間貸し付けまして、その後に売買代金を納入いただきまして所有権移転が完了するという制度でございます。私どもが導入いたしますときに10年間という規定を設けておりますが、これにつきましては上位法があるといった状況ではございませんので、この10年間というのはあくまでも私どもが設定をした期間でございます。その変更につきましては議決を伴うということでございますので、今回この議案の変更についての議案を提出させていただいているという状況でございます。

松延委員

それとですね、これはまた再度また変更というものがなされる可能性があるというものですね、ちょっとそこら辺をお聞きしたい。何でかという、こういう経営状況なり雇用の状況を考えた上での判断とは思っておりますので、そういうところもやっぱり企業と行政の間で紳士的にこういうものを進めるべきだと思っておりますので、ちょっとそこだけお尋ねをさせていただきたいと思えます。

それとまた後は、他の団地につきましてもこういう制度は、いま雇用の問題は大事でございますので、積極的にやっていくものかどうか、その2点をちょっとお願いいたします。

企業誘致推進室主幹

今回この企業からの申し出によりまして、企業と十分に協議をしたところでございます。基本的には今回トータルいたしますと約7年間の延長ということになりますけれども、その間の企業の成長戦略等も十分に勘案したところでございます。ただし私どもといたしましては、もともと10年間という期限を切っておりましたので、今後の計画についてでございますが、最終年度の平成31年度を待って7年間、25年度から一定金額を分割して債権の担保としてお預かりして、31年度に合計額に達したところで、一括して歳入として受け入れまして、所有権移転を実施したいというふうな思っております。先ほど言いますように、事業の計画につきましては十分に吟味したところでございますので、この再度の延長といったことにはならないというふうな考えているところでございます。あわせまして、新たな他の工業団地への導入といったところでございますが、今回の一般質問でも若干そういったご質問がございまして、鯉田工業団地等新しい工場につきましても、この制度の導入は十分に考えておりますが、今回の経験を生かしながらある意味いろいろとアレンジを加えながら、実施してまいりたいというふうな考えているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

今のケンコーコムの関係ですけどね、まだ満期、一括返済までの満期、あと2年ほどありますけれども、なぜこの時期に相談に来られたのか教えてください。

企業誘致推進室主幹

先ほど補足説明の中で若干触れさせていただきましたけども、現在のネット通販の状況でございますが、特に業界内の競争の激化という状況がございます、売り上げは上昇してるんだけども利益が減少して厳しい状況にあるといった状況でございます。そういう中で平成25年度までの期間はございますが、企業といたしましては非常に誠実に私どもに早めにお申し込みをいただいたというふうに受けとめて、私どもとしては誠実に対応させていただいたという状況でございます。

小幡委員

そういうことですか。最終的には2カ所合わせて4億2500万円強の支払いになるんですけども、本市においてこのような同じ条件による契約者が別に、他にありますか。

企業誘致推進室主幹

現在のところはこのケンコーコム1社でございます。

小幡委員

所管が違うと思うんですけども、旧頼田病院ですね。あそこが確か契約時、10年後か何かに、7年後か10年後かちょっと記憶がありませんが、一括で土地代を支払うというような契約になってると思いますけども、その点は間違いはないですかね。

企業誘致推進室主幹

申しわけございません。頼田病院の件につきましては、ちょっと詳しく存じ上げておりません。申しわけございません。

小幡委員

市有地、土地で言えば市の財産ですからね、所管違うでしょうけども。こういう前例を使うと、そういったところも変更というか、が出てくるのではないかと危惧してるんですけども、その点、いま所管が違うでしょうから返事はいいんですけども、ケンコーコムにおける相談はいま経営者のほうから誠意ある態度ということで延長、延期ということですけども、過去にリプロックス、ああいうところもあったんですね。やはり過去の事例といいですかね、そういうのも加味しながら、飯塚市はしっかりとチェックしていってもらわないと、場当たりにその場その場で処理してるような感覚を得ますので、要望ですけどもその点しっかりとチェックしてください。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

雇用の問題があるということでございましたけど、現在飯塚市、この土地でですね、企業が運営されておるわけですけど、従業員数はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。

企業誘致推進室主幹

ケンコーコムの飯塚の事業所では、本年3月の数字でございますが、社員数199名、うち市内居住者が92名でございます。

道祖委員

それとですね、おそらく今は説明の中で十分な企業と企業展開について確認したというようなご答弁で、説明であったと思いますけど、先だってテレビで社長がいられてですね、いま担当課長が説明したように事業は拡大していったんですけど、薄利多売みたいな形になってるいろんな商品は扱おうと。だから事業高は高くなってるとは利益率が悪くなってるといようなことは、テレビでも言われておりました。まさにその課長の説明のとおりだなと思って聞いておったんですが、今後の事業展開はどういうふうになっていっているのか。事業計画が出されてるから当然この延期がなされ、要望がなされたんだと思いますので、今後の売り上げ規模とその従業員の拡大等について何らかの説明があったのかどうか。

企業誘致推進室主幹

事業展開の計画につきましては、平成32年度までの見込みをいただいております。現在のところ昨年度末の連結では決算額が約125億円でございますが、平成31年度には300億円を超すという計画になっております。なお雇用数につきましても先ほど言いましたように、現在199名でございますが、平成27年には260名を超す計画というふうに伺っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第54号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第55号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 市道路線の廃止」及び「議案第58号 市道路線の認定」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長。

土木管理課長

「議案第57号 市道路線の廃止」、「議案第58号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は2路線、延長315.2メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番の路線が県営住宅、相田団地建て替え事業に伴う認定替えによる廃止の予定となっております。なお、路線箇所は17ページに記載しております。

続きまして、議案書18ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は8路線、延長942.7メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番の路線が県営住宅、相田団地建て替え事業に伴う認定替えで、番号3番から8番の路線が開発に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は19ページから24ページに記載しております。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

ちょっと1点だけ、いまの廃止路線のほうと認定路線、道路幅が変わってきてるからということだろうと思うんですけども、それと延長ですね。19ページの団地が建った図面が書いてある真ん中に道路がありますね、幅の広い。分かりますか、この部分。この部分は前の廃止の方の図面を見ると、多分真ん中に道路がある、これが広がっているような感じがするんですけど、これは今回敷地内になってるんですか。道路じゃないんですか。

土木管理課長

この広い部分につきましては、一応終わっております。今回の分は起点終点の表示という形で認定させてもらっていますので。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第57号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第58号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第59号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」について、補足説明をいたします。

特別会計補正予算書、平成23年5月31日専決分の1ページをお願いいたします。歳入・歳出それぞれ28億8500万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を211億6141万6000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、平成22年度決算見込額におきまして、歳入、歳出、差引き6億2026万1410円の歳入不足となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基き、翌年度歳入の繰上充用にて対応するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出の5款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、補正額6億2026万2000円でございますが、平成21年度繰上充用金額、6億371万834円と比較して1655万576円増加しています。これは平成22年度単年度決算見込額において、歳入不足が生じたことによるものでございます。

その他、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出の開催経費等の補正によりまして収支のバランスをとっております。地方自治法施行令第166条の2の規定とは、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることのできるとするもので、この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入・歳出予算に編入しなければならないとなっておりますところでございます。

手続き時期としては、出納整理期間に行うのが通例となっておりますので、今回、5月31日付けで繰上充用の補正予算の専決処分を行っているものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第59号 専決処分の承認（平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:25

再開 10:55

委員会を再開いたします。

次に、「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として江口 徹議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。江口徹議員。よろしくお願いいたします。

江口委員

皆さんおはようございます。

明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願、請願の趣旨については、読んでいただいたとおりだと思っております。

この明星寺地区につきましては、昨年来から議会のほうにもお願いをしまして、砕石並びに産業廃棄物中間処理施設に関して、何とか自然環境への影響を止めたいというふうな形でお願いをしまいいりました。残念ながら砕石につきましては、5月31日付けで許可が下りております。現実、その5月31日に許可が下りたあと、あっという間に車の通行量が激増しております。若菜小学校のPTAの方からも何とかならないかというお話もございました。そういった分をあわせて本請願を出させていただきました。何とぞ協議の上、請願についてご賛成をお願いいたしたいと思ひ、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

紹介議員に対する質疑を終結いたします。江口議員、ありがとうございました。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

道祖委員

土木管理課のほうにお尋ねすることになるかと思いますが、ちょっとこの請願の内容について確認をさせていただきたいんですが、この文面の中に、「この住宅街を走る狭い市道は、通学路幅確保のための路側線が引かれ、明星寺団地22組エリアは幅員が5メートル未満であります。」ということであります。これは事実かどうか、行政が道路管理をやられてるから確認できると思いますので、これについてどうなのか、お尋ねいたします。

また続きまして、「道路法は、道路を保全し交通の危険を防止するために道路管理者が車両を制限することを認め、その基準について車両制限令は、市街地域外の道路を通行する車両の幅は「車両の幅員の2分の1をこえないものでなければならない」と定めており、車両幅2.5メートルの10トンダンプトラックは車道の幅員が5メートル未満の場合は通行できません。」というふうになっておりますけども、ここに掲げている道路法について書かれておるわけですけども、これが事実なのかどうなのか確認させていただきたいと思ひます。

土木管理課長

市道の道路形態のほうからご説明させていただきたいと思います。小正の交差点から市道目尾・久保白線と小正明星寺線を約940メートル明星寺団地方面に入った箇所でございます。請願箇所につきましては、明星寺団地1号線と言いまして、明星寺団地東側入口から西側入口付近に位置するものでございます。この請願に出されております道路全体の延長は614メートルあります。道路幅としまして5メートル以上が447メートル、5メートル未満が167メートルの道路でございます。道路の形態としまして、全線両側溝が設置され、外側線が設置された箇所は279メートルで、外側線が引かれている分が279メートルで5メートル未満でございます。外側線がない所は幅員5メートル未満が167メートル、5メートル以上は168メートルでございます。先ほど言われました22組エリア付近につきましては、道路幅員としましては6メートルあります。それに外側線が引かれておりますので、その外側線の内々が4メートル30センチから4メートル95センチ未満という形でございます。

法的には車両制限令第6条の1項につきまして、市街地区域の道路にあります。市街地区域外の道路で一方通行とされているもの、またはその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所があるものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものを超えないものでなければならない、が第6条の1項でございます。第6条の2項としまして、市街地区域外の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1を超えないものでなければならないという形が、車両制限令のほうで決められております。

道祖委員

いま説明いただきましたが、結果としてですね、今の2点を確認する中で5メートル未満の道路が167メートルあるというふうにご答弁ありましたけど、じゃあこの167メートルについてはいま言った道路法は適用されるのか、適用除外なのか。要は、私が確認したいのは全長614メートルあるんですけども、道路法の適用除外地なのか、適用地なのか、道路がですね。その確認だけさせていただきたいと思いますけど。

土木管理課長

請願書に出ております車両制限令第6条2項により車両通行制限を要望されてはいますが、土木管理課としましては車両制限令第6条の第1項及び第2項現地の道路の形態において検討しましたところ、300メートル以内にすれ違い可能な箇所があり車道幅員から0.5メートルを減じましても車両幅は2.5メートルを確保できることから、車両制限令第6条の1項に該当すると判断するものでございます。このようなことから、大型車両については通行可能と判断しております。

委員長

仮に質疑はありませんか。

吉田委員

本件につきましては現地の補足説明等もございましたが、私についてもその現地を把握しておりません。皆さんも聞いただけだと思いますので、今後現地調査を行い、慎重に審議する必要があると思います。従いまして、継続審査としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いしたいと思います。お願いします。

委員長

おはかりいたします。本請願は慎重に審査するというところで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「中心商店街の活性化について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

道祖委員

中心市街地の活性化については一般質問をしているいろいろお尋ねしたところなんですけれども、きょうお尋ねしたいことはですね、中心市街地の活性化にリンクしてくるかもわかりませんが、一般質問でいたしました大牟田市の商店街と大牟田市に進出いたしましたイオン大牟田ですか、そこが提携したカードについて、商業活性化の立場から所管部署がどういう取り組みをやっているのか。中心市街地の活性化になるのかもわかりませんが、そういう以前にですね、商業振興という立場から、経済振興という立場からどういうふうに考えて取り組んでおられるのか、確認をさせていただきたい。その思いで質問させていただきたいんですが。

委員長

おはかりいたします。本委員会として「中心商店街の活性化について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「中心商店街の活性化について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

道祖委員

いま所管事務調査の趣旨説明という形で述べさせていただきましたけど、本会議では中心市街地活性化ということで質問したところなんですけど、本来なら中心市街地の活性化というよりも商店街の活性化なんですね。既存の商店街の活性化について中活の担当が答弁されておりましたけど、やはり商工のほうでどんな取り組みを、こういうものが他の都市でされてるならばどういうふうに考えておられるのか。その考え方をお尋ねしたいんですよ。中心市街地の活性化だから中活が担当で商業は関係ないみたいなことではないというふうに思ってるんですけど。だから担当課にお尋ねいたしますけど、くどいようですけど、大牟田市でやられているような事例についてどう考えてるのか。今後どう思って取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

商工観光課長

現在、ご存じのとおり中心市街地活性化基本計画を策定中でございまして、その中で商店街の活性化というのは大きな柱のひとつでございまして。先の一般質問でも中活担当課長が状況説明しているところでございまして、質問議員が申されますように、近接する集客力のある大きな店舗等との連携を持たせることは、今後中心市街地を活性化する上での有効な事業展開だというふうに考えております。今後中心商店街の特徴を發揮しつつ、いかに大型店との連携、共存していくかという方策を考える必要があるというふうに考えております。

道祖委員

課長の答弁は模範回答であって、じゃあ具体的にね、どういうふうに汗をかいてきてるんだ、かくんだというのが見えないんですよ。その答弁はね、僕、市議会議員になって24年目ですけどね、新人のときに商店街の人と話をしたときから変わってないですよ。その頃はジャスコという店があったんですけど、それが現在の商工会議所の横にあったやつがいろいろな事情で穂波のほうに移ったわけですよ。穂波に移ってもう大分なるわけですよ。しかし取り込みきれないから現在の商店街、中心の商店街の衰退というのがあるというふうに思うんですよ。だから何ら変わってないんですよ。変わってないところに、去年の暮れからですね、大牟田が衰退していく中で、人口が減っていく中で商店街とカードのあり方をイオンさんが提携したわけじゃないですか。そういう試みは何もされてないじゃないですか。だからせっかく事例があるんだから、どういう考えで取り組みますかといったら、模範解答はいらんんですよ。あなたは汗をかきよんですか。今後どうやって汗かくんですか、それだけなんですよ。

商工観光課長

今の議員ご案内の大牟田市の例でございまして、本来平成23年3月18日に大牟田市においてイオンモールのオープンを契機に大牟田市とイオンが地域貢献協定を締結できております。

この協定の内容は市とイオン双方が持つ資源の有効活用、協働による活動の推進を図り、地域の活性化と市民サービスの向上に資することを目的としており、協定の内容は地域の雇用の確保、高齢・障がい者等支援など、まちづくり等について12項目の広範囲からなっており、現在その中身について勉強、研究しているところでございます。この協定の一環としまして、先ほど委員が申されました中心商店街とイオンと連携した電子カード事業も開始されているところでございます。この電子カード事業につきましては、一般質問の答弁のとおり、現在商店街の中で勉強会を開催しているところでございます。商工観光課としまして、その中であわせて参加をして、その内容を把握しているところでございます。本市も中心商店街と連携した中で今後の活性化の取り組みには検討を図っていかなくてはいけないというふうに考えております。なお、先程の電子カードについて申せば、本市では平成6年5月にコスモスタンプ事業を開始しまして、平成20年5月にカード導入を図った経緯もあり、現在約100店舗近くが運用を行なっている状況でございますので、カード運営につきましては運営主体である商店街の各店舗の意識の助成と申しますか、検討等が今後必要になってこようと思います。市としましては、先ほど申されました大牟田の事例もさらに研究を重ねて、商店街と連携したところで導入等の検討を図っていきたいというふうに考えております。

道祖委員

コスモスタンプの話をいま課長されましたね、平成6年から入れたと、平成23年ですよ。しかし、結果として商店街が活性化してないじゃないですか。活性化のためにコスモスタンプを入れてということだろうと思いますけど、結果として商店街が衰退していったんじゃないですか。その現実を見たときにそういうことを入れてますからと勉強会やってますからと。けれど、それじゃあ間に合わないでしょ。僕は何でこのカードの話、大牟田市の話をしてるかといったら、それを使うことによってまちづくり基金というものに、言葉が悪いかもわかりませんが、見返りがあるという事実があるからですね、それだったらうまい方法があるんじゃないかと。コスモスタンプはその見返りがあるんですか。あれはポイント制で、要は商店街が負担をしてお客さん来てくださいと。そして来てもらうつもりでやったんだけど、結局お客さんが来てくれないという実態でしょう。だから衰退していくんでしょう。出すけれど戻りがないですよ。来てくれればまだ戻りがあるけど。使うことによって基金という形でカードで使うことで、お互いに業者さんも経営者のほうも潤う。お客さんも潤う。そして商店街も潤うならば、そっちのほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。コスモスタンプの今までのいろいろな問題があるというのは承知してますけれど、だからといって今のままでいいのかどうかというのはですね、やはり市としても中活の中で建物を建てて、四百何十人の定住者をふやす、これはひとつの方法かもわかりませんが、消費に結びつくような形に持っていく限りね、だめだと私は思いますよ。これを機会に、やはり中活の中で循環バスを出すとか言ってますけど、一番商店街の問題は何かといったら、無料の駐車場がないということなんです。商店の魅力がないという話とは違うんですよ。僕は商店街の個々の経営者は努力して魅力のある商品は販売していると思ってんですよ。あそこじゃないとないという物もあるんですよ。だけど、そういう古くからのお客さんというのはだんだんお年寄りになってきて、いい物があるのは承知しているけど、やはり来るのに大変な部分がある。立体駐車場に止めてくださるかというけど、立体駐車場、あれは止めづらいですよ。やっぱり平地の広い所にぼっと止めるほうが止めやすいですよ、消費者は。そういうふうな商店街じゃないじゃないですか。中心市街地の活性化の中でも、今度はそういうものは大きく扱ってないじゃないですか。それから考えると、せっかくジャスコとかトライアルとか無料の大きな駐車場あるんだから、そこからこちらに引っ張ってくる工夫をしない限りだめだと思いますよ。その1つの手段として、こういうイオンとの提携カードがあるというんだったら、可能性が少し出てきたんだから、やはり詰めていく必要があるというふうに私は思いますけどね。だから積極的にやはり、あなたイオンに行った

の。イオンに行ってからこの話を聞いてきましたか。

商工観光課長

まだイオンのほうには行っておりませんが、議会終了後大牟田市のほうには、先ほどの協定等をまた研究には参るところで、いま予定しております。

道祖委員

行きがいいじゃないですか。穂波のイオンの店長に会ってくればいいじゃないですか。どういことなんですかねって、大牟田さんがやってますけどって。行政だから行政に行くのはひとつの道かもわかんないけど、あなたイオンは何時まで開いているか知ってますか。朝の9時から夜の9時まで開いているんですよ。要はそういうことなんですよ。模範解答じゃなくて、自分で足運んで確認して、その結果としてこういう問題があるからだめだ、こういう問題があるからこういう改善をしたら可能性がある、そういう答弁が私は欲しいんですよ。そういうことをやらない限り、いくら中活であそこにお金を突っ込んででもですね、商店街は充実してこないんじゃないかなと危惧します。以上。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま道祖委員がですね、カードの問題を言われましたけど、いまイオン穂波店ですね、山笠にも参加されて、非常にイオンの中でも注目されているということを店長から聞いています。その中でどうして東流れのほうに参加してきてあるかと。やっぱりイオンさんとしては中心商店街と何らかの縁を持っていかなくちゃいけないと、そういうふうに考えてあります。いま言ったカードの問題もしかりですけど、イオンさんのほうは回遊するバスを自分のところを出していいと言われているんですね。本町、東町と回遊するバスを出してもいいと。その話は1回あってないですか。どうですか。

商工観光課長

商工観光課のほうでは、すみませんがそういう話でちょっと伺っておりません。

瀬戸委員

私はその話をイオンさんの店長さんとして、課長のほうにつなぎますので、いま言われたように、やっぱり何かそういう動きを自主的にしてもらわないと、このままじゃ疲弊するばかりでどうしようもない。もう1点、先日ですね、一般質問の中でもいろいろお聞きしたんですが、店主とユーザーのギャップが非常にありましたよね。店主側といわゆる消費者側のギャップがあると。1月二十何日の新聞に載ったじゃないですか。店主はいま言われたように少しでも販売、売り上げにつなげたいと。でも消費者がそうじゃなくて、いろんな機能を持った中心商店街にしてほしいと。この辺の問題も非常にありますが、やっぱりいま言った駐車場、先日時間が足りなくて大幅にカットして言えませんでしたけど、いま道祖委員も言いましたけどね、確かに駐車場がこれだけありますよという答弁はありました。でもやっぱり、無料駐車場をどこかに大きな駐車場をつくってやらないと来ませんよね。どっちにしろ、子育て支援センターをつくるにしろ、何か交流ゾーンをつくるにしろ、いま駐車場がないとどうしようもないですよ。ただ、あそこの中にできた百何十戸のマンションで4、500人人口ふえるだけの方が使われるようになったら、あいタウンと同じような結果になるのは目に見えてますよ。そういう観光行政とシュガーロード構想なんかももっと広げてもらって、その辺をもう1回よく大きな目で見直してもらわないと、今の3つの施設ではとても中心商店街が浮揚したりとか、飯塚市自体が浮揚したりとかそれを絵に見えないんですよ、はっきり言って。勉強会もされると。確かに4回勉強会があって、これは焼け跡地の問題を含めたところであってたと思うんですけど、研究会とか特にそうでしょう。この勉強会も今やっていると言われたけど、勉強会はまだ続けてるんですか。

商工観光課長

いくつかの勉強会の中で電子カードについては当初中活の協議会の専門部会の中で、カードの事務局の方に来ていただいていますね、説明を行政と商店主の方々とともに内容をお伺いしております。それを踏まえたところで実施しております現在のカードとの検討を、現在は商店街の中でまずは検討していただいているという状況でございます。それにあわせて行政との連携を持ったところでデータをいま収集を始めているところでございます。

瀬戸委員

いま言われたように、いわゆる東町・本町の商店主の方たちと何か話をしてあるんでしょうが、結局今回3つの大きな核施設ということで計画をしてありますけど、その他のアーケード街の商店主、吉原町近辺の商店主とですね、その連携、その3つの核の施設の連携といえますかね、そういうことも話し合いに出ているんですか。答弁の中で出てきましたけど、そのソフト事業でどういう連携を取って3つの核とつなぐとかですね、そういう話し合いはあっているんですか。

商工観光課長

いま委員が申されましたように、ソフト事業につきましては実施主体である商店街の皆様方との連携が一番必要になってまいりますので、いま商店街の中で特別委員会といたしまして、そのソフト事業のやり方とか具体的な方法等について検討をしていただくような形で話し合いの場を設けております。

瀬戸委員

一番問題になっているのは、もうやめたいと。後継者がいないからやめたいという方がたくさんいらっしゃるよ、見てると。その中でやめんでもいいなと、これだったらやっていけるなと。これは後継ぎをつくっても、のれん分けしてでもやっていけるなというようなね、いわゆる賑わいを持たせるために今回の事業をやってあるんでしょうから、これだけお金つぎ込んで、その辺をしっかりとあなたたちが入って、そしてコンサルなり商店主の方たちとしっかりつめてね、やっていってもらわないと、せっかくのこのチャンスに何をやっているかわからないようになりますので、ぜひその辺は担当課としてしっかりとつめてやっていってください。要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、瀬戸委員から「オートレース場外発売所について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。瀬戸委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。瀬戸委員に発言を許します。

瀬戸委員

オートレース場もなかなか売り上げが伸びないという状況で、今年度も一応赤字見込みだということですが、私はオートレース場に関してあれだけの雇用があるから、ぜひ頑張って黒字が出なくてもいいですので、トントンでもですね、やっぱりオートレースを存続してほしいという気持ちがございます。その中で今回、場外施設の1カ所がいよいよ本決まりで、もう1カ所場外の話があっているということをお聞きしております。その進行具合はどのようになっているか、この委員会でお尋ねしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長

おはかりいたします。本委員会として「オートレース場外発売所について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「オートレース場外発売所について」を議題といたします。瀬戸委員に質疑を許します。

瀬戸委員

実質的に今2カ所の進行具合はどんなふうになっているのか、具体的にお知らせをいただきたいと思います。

公営競技事業部長

6月6日に開催されました経済建設委員会の中で、設置者に対して行程表ができ次第、速やかに提出するとともに、早急な着工要請しているところです、という報告をさせていただいておりました。その後6月までには着工に取りかかりたいという連絡が入っておりましたけれども、いまだ着工がされてない状況でございます。公営競技事業部といたしましても早期にお会いするなどして、現状の把握に努めていくこととしております。この点につきましては、南九州市の川辺でございます。もう1点、小城でございます。これも6月6日に開催されました委員会におきまして、行政協定に向けて事務方の調整を図っているということでお話ししております。いまだ継続をして調整にあたっております。

瀬戸委員

前の委員会を私が休んでいたもので、ちょっと聞き逃してるかと思うんですけど、着工に取りかかりたいということになると、南九州のほうですね、いわゆる提携がもう結ばれたと、お互いにやりましょうというそういう提携と言うんですか、私も詳しくないんですけど、そういうことがもうちゃんと書類上でできあがったということですか。

公営競技事業部長

いろんな契約形態が出てきます。これはつきましては施設ができ上がり後に締結することとしております。

瀬戸委員

施設ができあがるということになると、当然1つの建物でしょうけど、中に入れる音響、衛星テレビとかそういう設備といいますかね、そういうものもでき上がってからということですか。

公営競技事業部長

そういったOA機器につきましては設置予定の方が話を聞くところによりますと、今の飯塚オートレース場もトーターと契約してますもんですから、あそこですね、そういった機器についての契約を締結していきたいということで、話を聞いております。

瀬戸委員

私も全然その内容がわからないんですけど、日本トーターさんが飯塚市のほうに入れてあると。そのレース場外の契約内容ってのがよくわからないんですね。例えば土地と建物だけを運営して、こちらから飯塚市のほうがその設備を全部やるとか、いろんな方法があるように聞いていたんですが、そしてあと何を何%とか、地元売り上げの1%とか、その辺のちょっと詳しいことを聞かせてもらえます。まずどういう契約形態になるんですか。

公営競技事業部長

まず建物が立ち上がりますと、この賃貸契約というのが出てきます。それとあと、いろんな駐車場管理とか売店とかもろもろの従業員さんの雇用とか、これにつきましてはその施設会社に委託することとしておりますので、仮称でございますけど、施設管理運営委託というものが出てこようかと思えます。先ほど言われました機器設備につきましては、その予定者の方と日本トーターが契約して、トーターのほうでそこに設置されるということで話を聞いておりま

して、飯塚市としましては建物ができ上がってそこをお借りして場外発売車券を売るということだけでございます。

瀬戸委員

飯塚市としては設備とかほとんど何も要らないと。もう営業開催するだけだということなんですね。以前私だいぶん昔ですけどね、場外場の何かこう案内みたいなものをちょっともらったことがあるんですね。冊子がありますでしょう。それは今ございますか、もしよろしければ、ちょっと資料要求したいんですが。

公営競技事業部長

その冊子は多分JKAという上部団体がつくっているものと。飯塚市単独では作っておりませんので、そこで在庫があるかどうかを調べまして、それが請求できるかどうかも含めてちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

瀬戸委員

皆さんここに委員さんおられますけど、ほとんどその内容自体をご存じないと思うんですよ。知っておればいろんな協力も私どももできると思いますし、把握をしてどうなってるか協議もしていきたいと思うんですが、全くわからない。特に私はオートレースをしませんので全くもうわからないんですよ。南九州は提携ができて、もうできるということだけを耳にしてたんですが、ああよかったねといくらかでもそこで売上が上がれば飯塚オートレースも存続できて、たくさんの雇用の方が安心してね、働けるんじゃないかなと思ってたんですけど、そのために資料が揃ったら一度またそういうことを基にして、いろんな質疑をしていきたいと思っておりますので、委員長、資料請求をお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま瀬戸委員から要求のあっています資料は次回までに提出できますか。

公営競技事業部長

提出できるようにJKAと早急に連絡を取りたいと思います。ただ1点だけ間違いがあるといけませんので、その当日に作られたものにつきましては直営でしか場外場の発売所は運営できないということになっておりまして、その部分でとっております。平成15年ぐらいだったと思いますが、法改正がありまして、直営じゃなくして、そういった施設会社がつくった建物を借りて発売することが可能になったということで、今回お出しするものについては、そこがちょっと違っておりますので、ご了承していただきたいと思っております。

瀬戸委員

資料はその分で結構だと思いますが、もう1点、契約に関する内容の取り決めとございますかね、その契約書自体はまだしておられませんので、契約書自体はまだ提出できないでしょうけど、その内容について、一応こういう条項が、ここに何%、ここに何%とかあるでしょう。前に僕が見たときにそういうものが書いてあったものがあったんですね。そういうのはJKAのほうに入ってるんですか。

公営競技事業部長

3月に開催出務委員長会議が開催されまして、他の6場で統一すべきということで配分率につきましては、統一した見解でもってつくっております。それは次回出してもらえる資料の中にはちゃんと入っておりますか。別個の資料として提出させていただきたいと思っております。

委員長

おはかりいたします。ただいま瀬戸委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

道祖委員

南九州の件なんですけどね。6月には建物ができ上がって稼働するというふうに、私は耳にしておったんですが、現在建物はまだできてないわけでしょう。一切手がついてないんじゃないんですか。いつこれがですね、サテライトとして運用ができるようになるか、見通しはあるんですか。

公営競技事業部長

6月6日に開催されました委員会におきまして、昨年12月に設置許可を受け今年の23年の3月には着工できるのではないかとということの連絡を受けておりましたけれども、その委員会の中でご報告いたしておりました地権者と協議の段階で近隣に事業所がある問題、それとまた造成地の切り下げが当初の予定の2メートルから5メートルに変更したこと等による新たな土捨場の確保、それからまた3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響による建築資材等の不足、また価格の高騰等により着工計画の見直しをしているということで、報告を4月下旬に受けておりましたということでご報告しておりましたけれども、その後6月下旬までには造成工事等に着工したいということの連絡を受けておりましたけれども、いまだされていない状況でございますので、先ほどお話ししましたように近々お会いするなどしてですね、その状況の把握に努めていきたいと思っております。

道祖委員

サテライトができることによって売り上げに結び付くようになることは願っておりますけど、やはり今までズルズル延びてきているというのはやはり何らかの要因があって延びてきているんじゃないかと思うんですよね。そこで無理にサテライトをつくっても運営がうまくいかなかったら、結果としてあまり飯塚市としてはリスクを負わないのかもわからないけれど、やはり飯塚市にとって初めてのサテライトという意味になりますよね。それがしょっぱなからずっこけたというような形になると、後々悪い影響も出てくる可能性がありますから、その辺は今度お会いになって十分協議されるということですけど、やはり何らかの問題があるんじゃないかと思っておりますので、その辺は決断、あきらめるといふ決断もね、必要になってくることも頭に入れて、取りかかっていったほうがいいんじゃないんでしょうかね。私はちょっと危惧しますのでね、なかなか今日までできないというのは。その辺はどう考えますか。

公営競技事業部長

私どももちょっと長々と、3月に着工する、6月に着工するということで、いろいろ私どももやはり早期に確認して、いま委員が言われますようにやはり今後のことについても、いろんな検討をしなければならぬと思っております。これにつきましては先ほど言いましたように、お会いしてその状況の把握に努めたあと、財団法人JKAというのが経済産業省との間の窓口となっておりますので、そこらへんとも協議しながら今後ですね、いい方向に結び付いていくような形の中で検討していきたいと思っております。

瀬戸委員

道祖委員のほうのお話を聞いてると、もう早く、大体出来上がる頃になってなくちゃいけないと感じたんですけど、自主的にこれ提供する相手側と資金面とかいうのは十分に精査されてこうでいいという決定を、まだ契約はされてないけど、これでいいということで進めてこられたんだと思うんですけど、その辺の資金面の問題で引っかかっているということじゃないんですか。

公営競技事業部長

そういったことについては、私どもの耳に入っておりません。

瀬戸委員

当然その辺は十分に審査されておるんでしょう。

(「はい」という声あり)

分かりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載のとおり、3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚リサーチパーク(第1、第2、第3区画)の見直しについて」、報告を求めます。

産学振興課長

飯塚リサーチパークは先端技術産業や情報系産業など、研究開発型企業の集積を図るということを目的といたしまして、平成5年5月から準工業用地として分譲を開始してまいりましたが、現在に至っても第1、第2、第3、第5、第8区画等を分譲することができておりません。このうち第8区画につきましては、平成11年から研究開発型企業以外への分譲も可能としてきたところでありますが、その後の見直しといたしましてこれ以外の区画においても同様の企業立地は難しいと判断をいたしております。これまでの市議会におきましてもご指摘、ご示唆をいただいてまいりましたが、今後未売却の第1、第2、第3区画を対象といたしまして早期の分譲を推進していくために平成23年3月16日に市役所内部で構成いたします企業誘致推進会議におきまして、都市計画法に基づく現在の研究開発地区の地区計画解除、変更になりますが、それから準工業地域としての用途指定の見直しを行うことといたしまして、市の方針を決定いたしましたので、ご報告を申し上げるところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

飯塚リサーチパークに対してちょっと質問します。今もう方向性は決まったんでしょう、結局は、準工業地域から外すと。正式な用途は準工業を外して何になるんですか、都市計画法上、用途地域。

産学振興課長

用途の変更を行うということで、これから行政の手続に入ります。その中で今後その用途についてはですね、例えば飯塚市の都市計画審議会にお諮りしていくということになって事務手続を進めてまいるわけですけど、現在、用途は準工業用地というふうなことから、例えば住宅地というようなことも住居地域とかというようなことも想定されるところでございます。

小幡委員

ということは、何に想定するというところで住宅地域にするかどうかも含めてでしょうけれども、とりあえずきょうの段階では準工業を外したいということの報告ですか。

産学振興課長

そういうことでございます。これから法令等に従って所定の事務手続を行う予定ですので、例えば具体的な土地のあり方については現時点で決めることにはなりません、例えば周辺地域の現状を見ますと、小中学校、保育園、それからスーパーマーケットなど、近くでございます。また南側は住宅地であることから、例えば売却に至りましたら住宅地として活用されることも一案ではなかろうかと考えております。

小幡委員

この地域、リサーチパークは過去相当な投資をしてきて、はっきり言いまして相当な赤字ということで、利息まで含めたら3、40億円かかっていますよね。今回、報告の中の第1、2、3区画、これは将来住宅地として転売されるとしてもですね、この1区画ずつ第1、2、3、それぞれを分譲するということですかね。一括じゃないんでしょう。それぞれ第1、2、3区画を、言い方が悪いね。第1区画は3,871平米ほどありますけども、これを準工業を外して今から住宅地とかそういう用途に変更して、またどこかに転売をするという考えでいいんですかね。

産学振興課長

これは第1区画、第2区画、第3区画とそれぞれ分けるか分けないかというのはこの後の検討になってくると思いますが、例えば一括してというふうなことも想定されると思います。

道祖委員

ということは、今リサーチパーク時代では第1、2、3区画という区画割りしてありますが、今後一括もあるしまた細かく分割もあるということで考えてあるんでしょうか。

産学振興課長

様々な想定ができますけれども、早期にこれを分譲していくという、売却していくという形であれば、そういう現状に合わせてということになってくるかと思います。

小幡委員

売り方はいろいろあるんでしょうけども、販売価格自体は今の売却予定価格と変更等はありませんでしょうか。

産学振興課長

いま現在、管財課の仮評価額及び不動産鑑定結果に基づく4月以降の改定後の単価というものがございまして、これは調査する中で、第1、第2、第3区画については現在1平方メートル当たり18,000円というような状態でございます。坪当たり59,503円という金額になるわけですが、この辺りはまたその後の行政財産から普通財産というふうな形で事務手続をしていきます際に、その数値、いわゆる売却単価というふうなものは変わってくるというふうに思っております。

小幡委員

最後ですけども、この状態で素地で売るのが、飯塚市としてはその分譲して住宅地として売るのが、そういったところは今の考えどのようになっていますか。

産学振興課長

委員のご質問でございますけど、いま現在は申しわけありません、どういう形ということは、想定されるものを1つ申し上げましたけれども、いま現在はそういうふうなことは具体的に考えておりません。今回はご報告ということにとどめさせていただければというに願っております。よろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

庄内支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。お手元に資料として図面が配付されております。本件の事故は平成23年6月8日水曜日午前9時10分頃、飯塚市有安地内の市道有井・栄町線において、庄内支所経済建設課職員が除草作業中に刈払機の刃で小石を跳ね、嘉麻市から鯉田方面へ走行中の相手方車両の左前ドアをへこまし損傷させたものでありま

す。この事故によります損害賠償につきましては、現在相手方の当事者と協議をしております。今回の事故につきましては、除草作業中とはいえ作業前に現地の状況を十分に把握し、工程会議、作業業務の準備、点検など、細心の注意を払って作業を行えば防げた事故であります。今後はこのような事故を起こさないように、当職員はもとより他の職員につきましても危機管理意識を持たせ、安全管理の徹底のため作業現場に応じ作業中表示板や防護パネル等の設置を行い、細心の注意を払い適切に業務を遂行するように、常に指導を行ってまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、黒岩・堤田線道路新設(1工区)工事で、入札の執行につきましては条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき業者選考委員会において土木一式工事の 等級及び 等級に格付される要件等を決定いたしまして、5月13日に入札公告を行い、5月31日に入札を執行いたしました。その結果でございますが、41者による入札の結果、予定価格7048万1250円に対し落札額4788万円、落札率67.93%で、太平建設有限会社が落札しております。今回の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定したものであります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

所管が違うから深いところまで入れないでしょうけど、工事請負契約報告書の中でお聞きしますが、41者、変動型で41者ですよ。そして67.93%。私もちょこちょこですね、建設委員会にいますので、いろんな業者さんからこの変動型についてとその入札率について不満がたくさん出ておるんですが、なかなか41者みんな下のラインでくじ引きして、当たるも八卦当たらずも八卦、そしてましてや70%を切った入札額、非常に業者さん利益も出づらい、利益はほとんどないということでおっしゃってますが、何か所管でいいんでしょうかね、こう聞いて。少しこの変動型は67%とか70%を切ったのがよく見受けられますけど、何か契約課として考えておりますか。

契約課長

変動型最低制限価格方式につきましては、上下水道局、市長部局とも現在7件執行をいたしております。委員ご指摘の、最近の3件の入札の状況につきましては、落札率が70.53%、70.49%、今回の67.93%ということで、全体の7件の平均が76.81%ということでございますが、最近が70%に偏ってきているということでございますので、変動型最低制限価格方式につきましては昨年の10月から試行という形の中で運用いたしておりますが、この状況につきましてはできるだけ早い段階で対策をしていきたいというふうに考えております。

道祖委員

道路の仕事ですよ。当然都市建設部の仕事、お尋ねすることはできると思うんですけど、仕事ができるからこれで入札、落札してるんだとは思いますが、問題は竣工ですよ。竣工したときにきちっと竣工検査してですね、この変動制を使って、僕は安くできれば一番いいと思ってますよ、単純に言えばね、税金ですから。単純にできるだけ安い金額できちっとした仕事ができればいいと思ってますので、そこでお尋ねしますけど、できるわけでしょう、当然。管理監督する部署から言わせればこれでできるということですよ。

都市建設部長

請負率が70%を切るというようなことですが、取られた業者の方は大変な思いをしながら現場をつくっていくわけですが、私どもといたしましてはやはり税金を使った中で安い金額で落札をして、先ほど言いましたように、いいものをつくっていただければいいというようなことでは思っております。しかしながら現場対応する職員は大変な思いで現場を預かって、指導、指示なりやっておるわけです。そういった中で、この変動型というのも今後いろんな思いで今後は検討していただきたいというふうな都市建設部の内部のですね、意見も言っております。仕事はこの60数%、70%以内でもですね、現場の対応としてはできるというふうには確認はしております。

道祖委員

この工期は1月10日までですよね。であるならばですね、この竣工検査の結果というのをきちっと報告してください。お願いいたします。

瀬戸委員

それとこの41者、一緒に入札に入っておりますが、入札は点数があると思うんですが、業者さんのランクは全部同じぐらいの方が入られているんですか。何点から何点までぐらいの差があるんですか。

契約課長

今回の土木 等級、土木 等級両方が参加できるということございまして、等級につきましては705点以上、等級は730点以上ということございまして、等級の最上位は1千点をちょっと超えておる業者がおられます。等級は705点以上から約1千点近くの業者の方が交わって参加されております。

瀬戸委員

ということは、300点ぐらい差があると。この点数というのは私も評価がわからないんですけど、何か技術的とかその技術者の問題とかいろんな問題でその点数が付いているかと思うんですね、実績とかですね。その300点あっても損傷がない、300点差があっても損傷のない業者さんということで入れられている、その入札にですね、入れてあるんでしょうか。その組み合わせかなんか知りませんが。

契約課長

等級、等級が交わって参加できる金額の幅が6千万円以上8千万円未満ということにいたしております。従いまして、等級が参加できるのは8千万円未満という形で履行には問題ないという形の中で、この制度を運用しているところでございます。

瀬戸委員

6千万円から8千万円と。普通 等級というのは8千万円未満と。等級の場合は8千万円以上ですか。

契約課長

現在は変動型最低制限価格方式で交わって参加できるということで昨年の10月から運用しておりますが、等級につきましては3千万円以上8千万円未満の間に係る工事については参加できるということでございます。

瀬戸委員

例えば今回の工事は予定価格が7千万円と、普通だったら 等級に出る仕事が入ってきたというふうな話ですね、変動型というのは。そういうことですか。

契約課長

双方のランクが交わって参加できるゾーンというのを設けておりまして、このゾーンというのが6千万円から8千万円、これにつきましては 等級も 等級も参加できると。8千万円以上になりますと、等級だけの発注案件ということでございます。

瀬戸委員

それはわかるんです。だから8千万円未満で普通だったら7千万円というのは 等級に出せる、 等級の仕事の範囲内と、 等級は入ってこないと。でも、変動型になってから今度は入ってくるという形になりますよね。何かですね、仕事が多いときだったらいいのかなと思うんですけどね。今もう仕事なくて、皆さん苦しい中で 等級が 等級の仕事に入ってきて、40を超す数者でね、入札をされると。そして価格は7千万円あるのが4700万円と。今さっき言われたように、安くできることもあるかもしれませんが、予定価格が7千万円もあるわけですよね。普通だったら7千万円で取ってもいいわけでしょう、これ。7千万円ちょっと切って取ればですね。それを4700万円、2300万円も落ちて取っているけど、どうも私理解ができないし、本当に仕事が少ない中、少し僕は業者さんも予定価格以上で取ることはないわけですから、これは市のほうが考えてやらないと思うんですけどね。2300万円丸々その執行残が市のほうはできるからいいけど、じゃあ始めからこんな予定価格を出さんやったらいいじゃないですか。予定価格は7千万円出しとって、4700万円でもいい仕事ができますからというけど、それなりにちゃんと管理していい仕事ができるようにしますと、その答弁はわかるんですが、もう少し地元の業者さんも潤うように、こういう時期ですからね、潤いを与えるようなことを考えて入札をやっていかないかんちゃんかなとつくづく思ってますんで、その辺は十分考えてやっていただきたいなど。これは要望にしておきます。また一般質問等でこの件についてはいろいろ聞きたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

小幡委員

1点だけお尋ねします。新しい制度ですよ、条件付一般競争入札。今回変動型ですから最低価格が決まりましたけど、これは失格者がいたということでしょうか。いれば、何者失格かだけ教えてください

契約課長

今回の入札につきましては、失格者は出ておりません。最低の記載の、応札された業者の方が落札決定となっております。

小幡委員

ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、これは最低価格制限を引いてなかったら、一番最低の業者が落札、最低価格を入札したところが落札するという制度でしたか。昔説明を受けたとき、最低価格の人たちの平均を取って、それ以下は失格、平均値の上の業者が落札というような説明を受けたんですけども、今回は適用してないんですか。その点だけ教えてください。

契約課長

今回の入札につきましては、41者参加がございまして、うち辞退等がございまして、それから積算内訳書あたりの不備で失格の業者がありまして、全体で37者の札がありまして、この中の約6割一番最低の記載をされた業者を除いて6割の業者の応札された内容を平均して0.9を乗じて最低制限価格を設定しております。その金額が変動型最低制限価格、結果的に低い方から1社除きまして23社の平均を取りまして4544万1千円、これが変動型最低制限価格になりまして、結果的にそれを下回らない最も低い業者ということで税抜き4560万円、太平建設有限会社が落札となったものでございます。

小幡委員

口頭の説明で手元資料がないので分かりませんが、その4500万円、平均が20数者で4500万円ぐらいでしょう。だからその4500万円の方々は、基本的には失格じゃないんだけど除外されて、4500万円の上のこの太平建設さんが4700万円台だから落札というような結果になるんですかね。

契約課長

いま申し上げましたのは税抜き価格で申し上げておまして、申しわけありません。変動型最低制限価格は4544万1千円、これは税抜き規格でございます。あわせて落札決定額が太平建設有限会社につきましては、4560万円ちょうどで応札されておりましたので失格には至らず、最低の応札をもって決定されたということで、この分で税込価格でいきますと、落札額は先ほど報告いたしました4788万円となるものでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、吉田委員の発言を許します。

吉田委員

閉会中の特別付託案件について、先ほど懇談会で協議し決定した内容についてご報告申し上げます。閉会中の継続審査事件について、1つ目に「オートレース場の運営について」、2つ目「産業振興について」、及び3つ目については「建設行政について」、以上3点について付託していただくよう、委員長にお取り計らいのほどお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま吉田委員から、「オートレースの運営について」、「産業振興について」及び「建設行政について」、以上3件の特別付託の申し出がっております。

おはかりいたします。本件3件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「オートレースの運営について」、「産業振興について」及び「建設行政について」、以上3件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお本件については、会議規則第98条の規定に基づき議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。